

平内町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	平 内 町
事 業 名	平内町公共下水道事業
策 定 日	平成 29 年 2 月
計 画 期 間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 経営戦略策定の経緯

平内町は北側が陸奥湾にせり出した地形となっており、基幹産業は陸奥湾での養殖ホタテ産業となっています。言わずとも平内町において陸奥湾の保全是重要課題であり、生活排水等による富栄養化、水質悪化防止は必須となっております。陸奥湾の保全と共に町民の快適な暮らしを実現するために公共下水道事業を実施しています。

平内町は公共下水道事業に先んじて農業集落排水事業及び漁業集落環境整備事業の下水道事業を展開しており、公共下水道事業を含めた三つの下水道事業を効率的に実施しながら平内町の環境保全に取り組んでいます。

下水道事業の経営状況としては、人口の減少、節水機器の登場、さらには下水道施設の老朽化に伴う改修費の増加により経営は厳しさを増しております。このように経営環境が厳しくなる状況下においても、安全で安心できるライフラインを維持していくため、経営を多方面から見直し健全化させる必要があります。

また、現在、平内町における公共下水道事業は全体計画面積に対し整備率52%(平成27年度末現在)となっており、早期より将来を見据えた計画を定め、効率的な投資を行う必要があります。

このことから中長期的な計画として経営戦略を策定します。

2. 経営の基本方針

平内町の自然環境も徐々に悪化しており、平内町に存在する森・山・川・海などの豊かである自然環境を復元し保全することは急務となっております。

現状より環境を悪化させないためにも、生活排水等による富栄養化の防止、水質汚濁の防止は必須です。また、快適な生活環境を町民に提供するためにも下水道整備は必要であり、恒久的に安全で環境にやさしいインフラである必要性があります。

また、昨今、自然災害が多発しており防災対策も重要課題となっております。平内町では現在BCP(下水道事業業務継続計画)の網羅版を策定中です。このBCPは、災害が発生した場合の対処方法を予め取決めしておくことで、BCPに沿って対応することにより迅速な対応ができ、被害を最小限に抑えることが可能となります。

これらを踏まえ「快適で環境にやさしく安全なライフラインを提供する」を基本方針とします。

3. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年4月1日 (10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	26.8	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1	処理場数	1

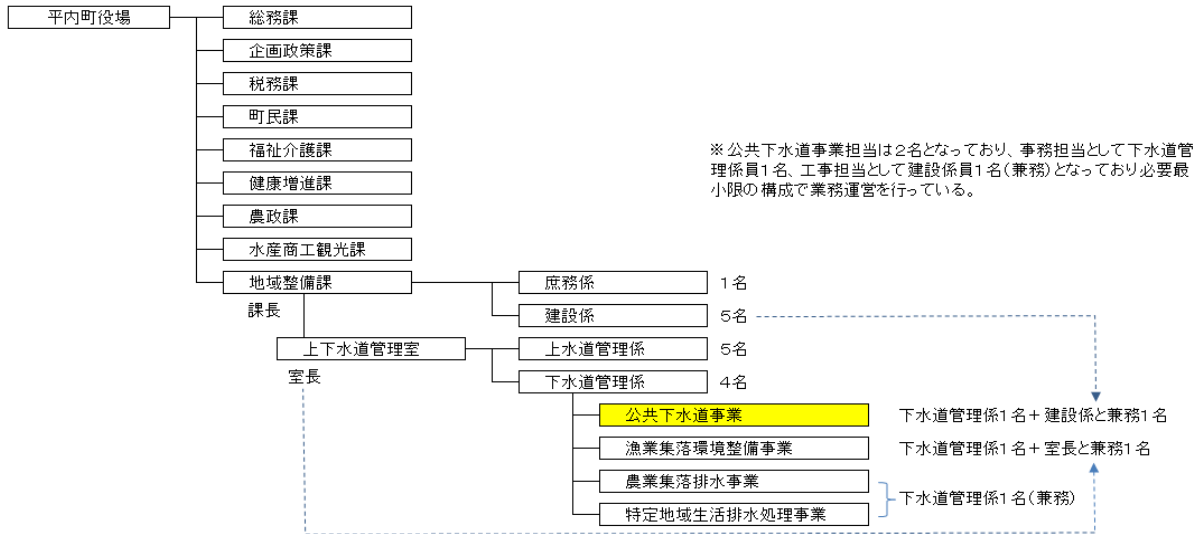
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>一般家庭での料金体系は基本料金＋従量料金(逓増型)の二部料金制となっており、家庭内水道を使用した分が下水道へ流れることから水道使用量に応じた料金体系となっています。また、一般家庭用の従量料金は使用量が増えるに従い料金の上げ幅も増える逓増型となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 上記＋従量使用料 1立方メートルにつき 155円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 上記＋従量使用料 1立方メートルにつき 200円 30立方メートルを超え100立方メートルまでの分 上記＋従量使用料 1立方メートルにつき 260円 100立方メートルを超える分 上記＋従量使用料 1立方メートルにつき 300円</p>			
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>平内町での業務用の料金体系は公衆浴場のみ設定されており、公衆浴場以外は一般家庭用と同じ使用料体系となっています。業務用の料金体系も考え方は一般家庭用使用料体系と同じような仕組みで、基本料金＋従量料金の二部料金制となっていますが逓増型ではなく、従量料金は定額となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円 10立方メートルを超える分 上記＋従量使用料 1立方メートルにつき 60円</p>			
条例上の使用料*1 (20㎡あたり)	平成25年度	2,760 円	平成25年度	3,049 円
	平成26年度	2,760 円	平成26年度	3,113 円
	平成27年度	2,760 円	平成27年度	3,218 円
	実質的な使用料*2 (20㎡あたり)			

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)。

③ 組織



事業運営組織

平内町では地域整備課内に下水道管理係があり、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)を展開しています。かつて農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業が先行して事業化され、担当課も別れて運営されていましたが、効率化を考慮し下水道課が発足され関係事業が統合されました。その後、水道使用料の増減に応じた料金体系とするためと建設関連事業の共有化を目的とし、平成17年度に旧下水道課、旧水道課、旧建設課の3課が統合し地域整備課に組織体制を再編しております。

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>処理場及び管渠施設の維持管理を民間へ委託しています。当初、平内町の下水道事業として先行して行われていた漁業集落環境整備事業、農業集落排水事業では汚泥処理と処理場の簡易な管理を民間委託していました。この頃は処理場毎に管理業者を配置し管理を任せていたため管理費用が高なっていました。整備面積が増えるにつれ処理場のみならず管渠及びマンホールポンプの定期メンテナンスも重要な事項となってきました。これにより下水道施設全般を合理的かつ効果的に管理するため、平成18年度の公共下水道供用開始とともに、平内町内にある8つの処理場(公共下水道事業1ヶ所、漁業集落環境整備事業3ヶ所、農業集落排水事業4ヶ所)及び管渠施設等を民間事業者1社に包括管理させています。また、各処理場から排出される汚泥処理は施設管理と分離し入札により民間事業者を決定することにより経費節減に努めています。</p>
<p>資源・資産活用の状況</p>	<p>資限活用として、下水熱及び下水汚泥を利用した資限活用が注目されています。平内町では公共下水道処理場から排出された汚泥を堆肥化するための専門事業者と契約しています。発生した汚泥を脱水・濃縮し専門業へ引き渡したのちに堆肥化され有効活用されています。 また、下水熱などのエネルギーの再利用については今後発表される優良事例を考慮し検討を進めます。 下水道関連施設の遊休地については今現在、他の用途には利用していません。将来的に施設を拡充する予定地であり、今後はその時代の情勢に応じて有益な利活用についても柔軟な対応をしたいと考えています。</p>

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営分析した結果は、別紙の経営比較分析表のとおりです。

経常収支比率が低く、赤字会計であり赤字分を一般会計からの繰り入れにより補っています。経営を安定させるためにも料金収入の向上が必要です。

公共下水道事業は平成27年度末現在で全体計画面積に対し52%の整備率となっています。このことから下水道事業としては未だ道半ばであることから今後、整備率の上昇に伴い加入者は増加する見込みです。今後、経営状況が好転しない場合は料金改定等も視野にいれていかなければなりません。

平内町の公共下水道は、平成18年度から供用開始しています。平成28年度現在、10年を経過したところであり施設としては新しい部類に入ります。しかしながら、耐用年数を経過した機器はオーバーホールが必要となっており改修費が増加している状況です。今後はストックマネジメントを行い計画的な修繕を行い、安定稼働への対策を講じていく必要があります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)は別紙のとおりです。

①収支計画のうち投資についての説明

平内町公共下水道事業の污水管渠整備率は平成27年度末時点で全体計画に対し52.0%となっています。現在、国では、これまでの污水管渠整備に費用を投ずる方向から老朽化した施設のライフサイクルの長寿命化に注力する方向に転換しており、污水管渠整備を早期に終了させるため「10年概成」をうたっています。この国の方針を踏まえ、平内町でも平成27年度に平内町污水処理施設整備構想を策定しました。この構想では将来人口を予測し対費用効果を再計算することで、集合処理(下水道等処理)と個別処理(浄化槽)のどちらが有利かを判定します。平成37年度までに污水管渠整備を概成させるため、この構想による判定を基にしながら適正な下水道処理区域を選定し整備を進めて行く方針としております。この方針を実現するため毎年度2億1千万円を投じて污水管渠整備を行う予定です。毎年度計画的な投資額を設定することにより将来設計も容易となります。

その他として、新技術の投入検討、低コスト技術の採用検討を行い、効率的で低コストな施工を目指します。

②収支計画のうち財源についての説明

平成27年度末の公共下水道加入率は約37%となっています。加入者は毎年度増加していますが新規加入数と同数程度、接続可能世帯を普及させていることにより加入率という数値的には微増となっています。事業収入としてメインである使用料収入を増大させるため、下水道への加入案内を町内広報に掲載しているほか郵便等による加入案内通知も行っています。また、下水道へ接続するための費用を調達するための融資斡旋制度を整備しております。この融資斡旋制度は利息を役場が負担することにより借入者の負担を軽減しています。今後も新規加入者増加のための啓蒙活動を継続していきます。

使用料の見直しについては平成28年度現在、污水管渠整備継続中であることから当面の間、現行料金体系を維持しつつ動向を見ながら、適切な使用料の見直し時期を模索していきます。

污水管渠整備に必要な財源としては国庫補助金と企業債がほとんどの財源となっています。毎年度借入することにより年度毎に償還額も増加していますが、借入可能な資本費平準化債等を利用し、財源の確保に努めながら償還の平準化を目指します。

一般会計からの繰り入れとして、現在、基準内繰入金のほか赤字補填として基準外繰入金を繰入してもらっているところですが、今後、污水管渠整備が終了し償還額が減少していくことに加え、加入者数の増加に伴う料金収入の増により基準外繰入金額も減少してきます。基準内繰入金のみで運営できるよう経営戦略を随時見直ししていくことが必要となります。

また、工事に関する事業費は1/2国からの交付金が交付されていますが今後は減少する可能性が見込まれます。これからは国の動向を注視しながら確実な財源確保を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として大きいものは電気料、薬品費、修繕費、汚泥処理費ですが、これらの項目のうち修繕費以外の項目は加入者が増加することに伴い流入量が増え、比例して増加していくランニングコストです。この部分を節減することは容易ではないが電気料については機械機器運用の見直し、省エネルギー製品の導入を検討、薬品材料費については薬品使用量の更なる適正化の実施、汚泥処理費については必要に応じて入札等の実施により経費節減を目指します。

また、現在平内町では公共下水道事業のほか農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業を展開しており、この3事業の施設管理を一括して民間へ委託することにより経費の節減に努めています。

修繕費については施設の老朽化に伴い増大は避けられないところではありますが、適正な点検整備を行い機器の長寿命化を図り、コスト低減を目指します。今後はストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理方法を模索します。

これらを踏まえ、今後はPPP/PFIなども検討しながら将来的には広域化・共同化を模索していく必要があります。

(2) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>平内町では公共下水道事業開始前に農業集落排水事業及び漁業集落環境整備事業を先行して事業開始しています。特に農業集落排水事業は着手が一番早かったため施設の老朽化による故障等も増加傾向にあります。今後はこれら経費のかかる処理場を減らすために集落排水事業処理場どうしの統合・共有化または公共下水道事業処理場と集落排水事業処理場との統合・共有化を検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>工事に関しては毎年度2億1千万円程度を継続的に投入し整備面積を増加させ、平成37年度には概成する予定としております。また、処理場等の更新・修繕に関してもこれからはストックマネジメントを行い計画的に投資を行い安定稼働を目指します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>公共下水道事業は現在も未普及地区の整備を継続中です。国の掲げる10年概成を達成するためにも、今一度、施工地区及び施工方法を見直し、可能な範囲で下水道地区から合併浄化槽への見直しを行います。また、管渠工事を行ううえでもマンホールポンプ設置箇所の見直し、地形をうまく利用した効率的な施工を目指していきます。今後は施設管理のみならず修繕等も含んだ包括的な民間委託も検討していきます。</p>

②今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>人口減少が進み物価が上昇している現在では、使用料の見直し(値上げ)はいずれ必要となると予測されます。平内町の公共下水道事業は現在も未普及地区の解消に向け汚水管渠整備を進めている最中です。今後、整備済面積が増えることにより加入者も増加し、料金収入も増える見込みとなっています。当面の間現行料金体系を維持しつつ注意深く動向を見ながら適切な使用料の見直し時期を模索します。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>平内浄化センターには将来拡張用の遊休地が存在していますが、幹線道路からも遠く、人が交流するための土地としては利用価値は高くありません。これからの人口減少により施設を拡大する必要がなくなった際は、施設整備のみで事足りる太陽光発電施設などに土地を貸出すなどの有益な事項の検討を試みます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>今後も利用可能な下水道債を利用し財源の確保を目指します。また、償還においてもできるだけ平準化させるため利用可能な平準化債を利用しバランスのとれた経営体系を目指していきます。</p>

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>公共下水道事業は現在も未普及地区の整備を継続中です。工事完了した地区を順次供用開始していますが加入数は約37%(平成27年度末)となっています。今後、工事の進捗状況を勘案しながら指定管理者制度や包括的民間委託、そしてPPP/PFIなど段階的に民間活力の活用を模索していきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>平内町では公共下水道事業に関わる職員数は2名となっており工事担当1名、事務担当1名の最小人数で業務を行っています。公共下水道事業のほか農業集落排水事業(担当1名)と漁業集落環境整備事業(担当2名)を展開しています。今後、施設の共有化・統合が図られることから担当も兼務しつつ人員を最小限に抑え人件費の抑制に努めます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>老朽化していく施設の修繕費の増大は避けることは不可避であり、これからはこの修繕費を抑えつつ機器のライフサイクルを長くすることが重要です。今後は、ストックマネジメントを行うことで耐用年数を経過する機器を計画的に修繕しながら安定経営を目指します。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>平内町での投資以外の委託料は処理場管理委託料、汚泥処理委託料が大半を占めています。人件費の高騰、整備済み区域拡大に伴う管理面積の増大及び流入量の増加による委託料の増加も避けられない状況です。今後はPPP/PFIなどの民間活力の活用を検討していきます。</p>

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

日々技術は進歩し、対応する法律も順次改正され、毎年、下水道事業を取り巻く環境は変化しています。今後は、経営安定のためにも効率的な技術の採用、最小限の支出で最大限の効果を産める管理方法を模索していかねばなりません。この状況に対応するためにも経営状況を確認しながらPDCAサイクルにより経営戦略を随時見直ししていきます。

経営比較分析表

青森県 平内町

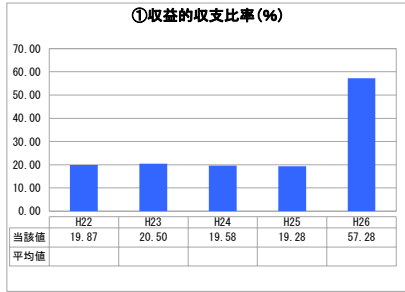
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	31.44	100.00	2,980

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,984	217.09	55.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,737	1.32	2,831.06

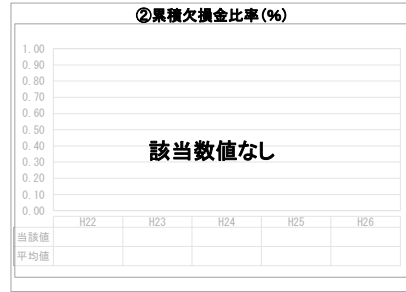
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

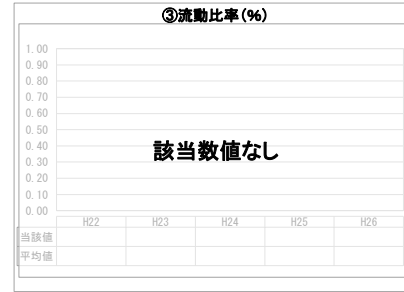
1. 経営の健全性・効率性



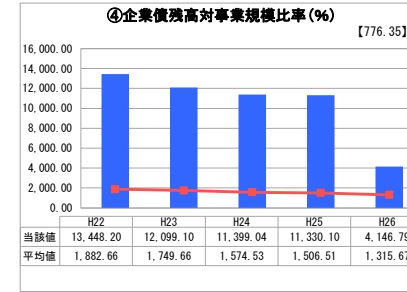
「単年度の収支」



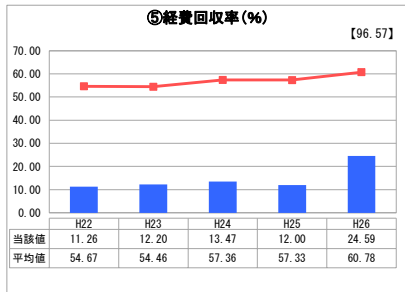
「累積欠損」



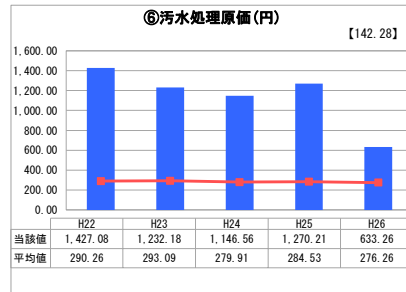
「支払能力」



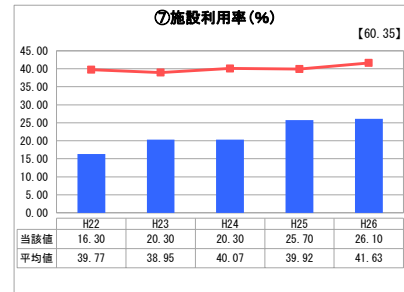
「債務残高」



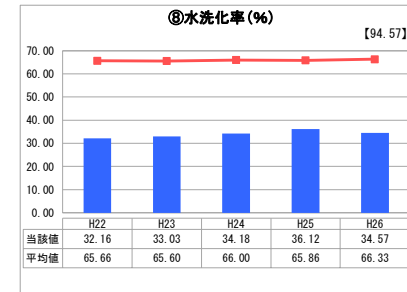
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

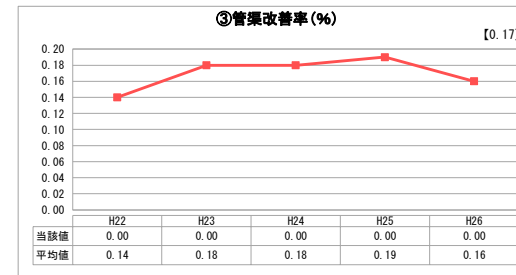
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営収支比率が低く、赤字会計ということがはっきりしている。理由としては普及したばかりの地域で料金収入が低いため、使用料と一般会計繰入金で賄えていない。平成26年度においては、一般会計繰入金が増により多少改善されたが、根本的な改善のためには、料金収入を向上させなければならない。

水洗化率は類似団体と比較して劣っているが、今後未加入者を取り込むために、文書配布等を強化していくことで改善できる見込みである。

料金改定等を検討していかなければならないが消費税増税もあり、利用者の負担も考えると近いうちに改定する予定はないが、検討していかなければならない。

汚水処理原価に関しては、今後事業終了、年間処理水量の増に伴い減少する見込みである。

2. 老朽化の状況について

老朽化に関しては、深刻な状況ではなく、大々的な管渠の入れ替えを行う必要はない。

今後、管路清掃業務時にカメラ調査により、管渠内の改善が必要な箇所を改修していく。

管渠の老朽化は進行していく問題であるため、古い管渠から順に改善していく必要がある。

全体総括

経営比較分析結果により、改善が必要なことが明確である。今後は水洗化率を上げることが、料金収入の増につながり、経費回収率、収益的収支比率等の改善につながる。これまでの取り組みより強化していく必要がある。管路の老朽化により更新費用がかかる前までに、収益的収支比率を100%以上にし、更新費用を蓄えておくことが望ましい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 80	△ 477	△ 1									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,036	957	1									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	956	480										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	956	480										
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	17,603	19,022	20,002	22,034	24,210	26,604	29,237	32,133	35,319	38,824	42,679	46,920
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収益的収支分	26,992	26,386	31,805	31,436	31,006	30,445	29,737	28,862	27,798	26,521	25,006	23,222
うち基準内繰入金	577	26,386	31,805	31,436	31,006	30,445	29,737	28,862	27,798	26,521	25,006	23,222
うち基準外繰入金	26,415											
資本的収支分	70,021	75,090	75,629	78,806	84,110	89,414	94,718	100,022	105,326	110,630	115,934	121,238
うち基準内繰入金	2,220	42,022	42,022	43,448	44,903	46,459	48,132	49,943	51,915	54,072	56,441	59,053
うち基準外繰入金	67,801	33,068	33,607	35,358	39,207	42,955	46,586	50,079	53,411	56,558	59,493	62,185
合 計	97,013	101,476	107,434	110,242	115,116	119,859	124,455	128,884	133,124	137,151	140,940	144,460